

令和 3 年度 第 2 回

小林市国民健康保険運営協議会資料

令和 3 年 8 月 13 日 作成

小林市 市民生活部 ほけん課

小林市国民健康保険運営協議会については、本来、委員の皆様一堂が会し、当市の国民健康保険事業の運営について、ご審議いただいているところですが、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、金松 勲 会長 とも協議した結果、感染防止の観点から今回についても、出会審議を見送り、書面審議方式と致します。

つきましては、小林市国民健康保険運営協議会に対し、報告 及び 提出議題について意見を求めます。

令和 3 年 8 月 13 日
小林市長 宮原 義久

報告 1	議題の整理について	P 1
報告 2	令和 2 年度 小林市国民健康保険事業 特別会計 決算について	P 3
報告 3	国民健康保険事業の事業の現状について	P 9
報告 4	連絡事項、その他	P 11

本市の協議会は、年間の開催数が他市より多いことが判りました。

宮崎市 年2回開催（2月、8月）

都城市 年2回開催（2月、8月）

※全国的に見ても、年2回開催が多いことが判りました。

これは「事前の 審議 している案件」の一部を 「事後の 報告 でもよい案件」 へ見直すことで解消できます。

そのため、小林市が国民健康保険運営協議会に諮問する内容について、以下のとおり整理しましたので報告します。

1 審議案件・報告案件とは

審議案件	報告案件
<ul style="list-style-type: none"> ・事前に審議する。 ・市からの諮問に対し、審議を行う。 ・市長に答申する。 ※協議会内で答申する意見を統一する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前 または 事後に報告する。 ・市からの報告に対し、必要に応じて質疑・意見をする。 ・答申は必要としない。 ※ただし、自発的に提言することができる。

注) 協議会の意見は、法的に市町村長を拘束しません。 諮問そのものが条例制定の制定改廃についての要件でもありません。

しかし、委員の構成から見ても、協議会の意見は最大限に尊重されなければならないものと考えられています。

また、協議会は諮問のない事項についても自発的に勧告（ある行動をするよう勧めること）、建議（意見を述べる）等を行うこともできます。

3 今後の審議のあり方

いままで、必ず議会前に審議いただいていた 条例改正 、 予算 については、以下のとおりに整理します。

① 従来どおり、議会前に審議いただく案件

協議会は、市町村長が諮問する 国保事業の運営に関する重要事項 を審議することとなっています。

重要事項	具体例
<ul style="list-style-type: none"> 国保事業の基本をなすべき事項 保険財政に重大な影響を及ぼす事項 	<ul style="list-style-type: none"> 一部負担金（患者の窓口負担）の負担割合 保険税の賦課方式の変更（現行：4方式＝所得割・資産割・均等割・平等割） 保険給付の種類及び内容の変更（例：出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金等）

② 事前 または 事後に報告する案件

①以外の案件は、事後 または事前に 直近の協議会で一括して報告します。

このように見直すことで、通常の協議会の開催を年2回とします。

	現行	今後
開催時期	3月議会前 当初予算・3月補正予算を審議	2月ごろ 当初予算、12月・3月補正予算を報告
内容	6月議会前 6月補正予算を審議	8月ごろ 決算、6月・9月補正予算を報告
	9月議会前 9月補正予算を審議、決算を報告	
	12月議会前 ※補正予算、条例改正がある場合	随時開催 税率等の重要事項の改正をする場合

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例外的に「書面開催」を実施しておりますが、出会による会議が原則です。

※研修等については、随時案内いたします。

令和2年度 小林市国民健康保険事業特別会計 決算の概要を報告します。

1 収支

	決 算 額
歳入	6,371,958,809円
歳出	6,254,407,623円
翌年度への繰越金	117,551,186円

- ◆令和2年度決算では、117,551,186円 を翌年度に繰り越しました。
- ◆しかし、歳入には前年度からの繰越金 175,224,980円 が含まれます。
- ◆前年度からの繰越金を除いた 単年度収支 は △ 57,673,794円 となり、昨年に引き続き赤字になりました。

(図) 決算(単年度収支)に係る各科目の割合

《歳入の財源の割合》



《歳出の支出先の割合》



歳入	予 算 科 目 (款)	決算額	決算額 (前年度)	前年度比_増減	説 明	単位：円
1	国民健康保険税	1,214,808,847	1,233,733,956	△ 18,925,109	国保税収入 ※被保険者の減少等により収入が減少した。	
2	一部負担金	0	0	0	一部負担金（保険者が徴収する場合） ※実例なし	
3	使用料及び手数料	854,200	883,300	△ 29,100	督促手数料	
4	国庫支出金	6,472,000	2,180,000	4,292,000	国庫補助金 ※国保税の減免（新型コロナ関連）に対する財政支援の増加	
5	県支出金	4,401,699,912	4,460,179,142	△ 58,479,230	普通交付金（保険給付費の財源）、県補助金等 ※医療費の減少により普通交付金が減少した	
6	財産収入	60,181	60,663	△ 482	基金利息	
7	繰入金	559,492,391	583,265,655	△ 23,773,264	一般会計からの繰入金等	
8	繰越金	175,224,980	226,657,943	△ 51,432,963	前年度からの繰越金 ※単年度収支が赤字のため、繰越金が減少した。	
9	諸収入	13,346,298	13,655,052	△ 308,754	延滞金、納付金（第三者行為）、雑入等	
	歳 入 総 額	6,371,958,809	6,520,615,711	△ 148,656,902		

歳出	予 算 科 目 (款)	決算額	決算額 (前年度)	前年度比_増減	説 明	単位：円
1	総務費	152,499,683	155,245,727	△ 2,746,044	人件費、事務費等	
2	保険給付費	4,281,740,977	4,384,106,882	△ 102,365,905	医療費（保険者が負担する分） ※医療費が減少した。	
3	国民健康保険事業費納付金	1,691,440,770	1,703,738,648	△ 12,297,878	県への納付金（医療費の財源） ※県が提示する納付金額が減少した。	
4	共同事業拠出金	0	0	0	年金受給者名簿の作成に係る拠出金 ※執行なし。	
5	保健事業費	61,085,772	78,385,145	△ 17,299,373	特定健診、国保ドック、あんまはりきゅう補助 ※新型コロナの影響により受診者が減少した。	
6	基金積立金	60,181	60,663	△ 482	国保財政調整基金への積立金	
7	諸支出金	67,580,240	23,853,666	43,726,574	還付金・返還金他 ※市立病院に繰り出す県補助金の額が増加した。	
8	予備費	0	0	0	予算に不足が生じた場合の財源 ※執行なし。	
	歳 出 総 額	6,254,407,623	6,345,390,731	△ 90,983,108		

2 資産

資産	予算科目(款)	決算額	決算額(前年度)	前年度比_増減	残高(年度末)	説明	単位:円
1	決算剰余金(翌年度繰越金)	175,224,980	226,657,943	△ 51,432,963	117,551,186		
2	国保財政調整基金	300,965,747	300,905,566	60,181	300,965,747		
	資産総額	476,190,727	527,563,509	△ 51,372,782	418,516,933		

3 収納率

	令和元年度	令和2年度	増減
国民健康保険税	78.71%	80.91%	2.20%
現年課税分	93.88%	94.75%	0.87%
滞繰繰越分	22.89%	28.02%	5.13%

被保険者の減少等による税収の減少がみられますが、
収納率は、前年度比で 2.20% 改善しました。

4 税率

	所得割 (%) (所得に課税)	資産割 (%) (固定資産税に課税)	均等割 (円) (1人あたりで課税)	平等割 (円) (世帯ごとに課税)	課税限度額 (円)
現行税率	15.65	17.47	37,900	36,500	990,000
医療給付費 分	9.67	11.58	23,300	23,100	630,000
後期高齢者医療支援金 分	3.34	2.89	7,000	7,300	190,000
介護納付金 分	2.64	3.00	7,600	6,100	170,000

令和2年度は、税率を据え置き
ましたが、課税限度額は
960,000円 から 990,000円に
引き上げました。
令和3年度は税率、課税限度額
ともに据え置きとしました。

5 税率

	30年度	元年度	2年度
世帯数	7,472世帯 (△ 242世帯)	7,244世帯 (△ 228世帯)	7,162世帯 (△ 82世帯)
被保険者数	12,226人 (△ 574人)	11,652人 (△ 574人)	11,358人 (△ 294人)

被保険者数は、減少傾向にあります。減少の主な要因は、「後期高齢者への移行（75歳到達）」によるものです。

3年度以降の7年間は後期高齢者への移行者数の増加により、被保険者数及び保険税の税収も急速に減少していくことが予想されます。

6 医療費（3月診療分～翌2月診療分）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療費 (市全体)	金額	5,145百万円	5,137百万円	4,953百万円
	増減(金額)	(△ 80百万円)	(△ 8百万円)	(△ 184百万円)
	増減(率)	(△ 1.53%)	(△ 0.16%)	(△ 3.58%)
医療費 (県全体)	金額(県全体)	108,202百万円	108,220百万円	103,274百万円
	増減(金額)	(△ 1,383百万円)	(18百万円)	(△ 4,946百万円)
	増減(率)	(△ 1.26%)	(0.02%)	(△ 4.57%)
医療費 (1人あたり)	金額	408,835円	429,283円	427,539円
	増減(金額)	(13,616円)	(20,448円)	(△ 1,744円)
	増減(率)	(3.44%)	(5.00%)	(△ 0.41%)
	県内順位(26団体中)	11位	8位	10位
	金額(県平均)	391,230円	404,976円	397,778円

県全体では、新型コロナウイルス感染症の影響(受診控え)により、前年度比 4.57%減 ですが、本市は 3.58%減 となりました。

本市の被保険者数が、前年度比 2.52%減 あることや、1人あたり医療費も 0.41%減 となっていることから、若干の受診控えがあったと考えられます。

7 保健事業

年々増加していた特定健診の受診率は、令和2年度は大幅に減少した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えが影響したことが考えられます。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（速報値）
特定健診	受診率	41.9%	42.4%	42.9%	36.2%
	受診者数	3,816人	3,712人	3,664人	3,063人

特定保健指導は、特定健診の結果をもとにメタボリックシンドロームに着目した保健指導を行います。

令和2年度は、特定健診の実施者数が減少したため、対象者も減少しましたが、特定保健指導は、昨年度以上に力を入れてきました。

実施者数は、最終的には昨年度を超える見込みです。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（速報値）
特定保健指導	実施率	26.9%	30.8%	35.0%	49.3%
	実施者数	116人	123人	142人	134人

人間ドックの受診率を向上させるため、受診費用が7,000円を超える部分を補助します。

特定健診同様に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えが影響したため、受診者数は半減しました。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（速報値）
人間ドック補助	一般ドック	129人	115人	108人	50人
	脳ドック	250人	222人	241人	125人

8 国民健康保健事業納付金

歳出	予 算 科 目	決算額	決算額 (前年度)	決算額_増減	説 明	単位：円
	国民健康保険事業費 納付金	1,691,440,770	1,703,738,648	△ 12,297,878	県への納付金	
	医療給付費分（一般・退職）	1,237,669,250	1,236,578,841	1,090,409	国保事業の財源	
	後期高齢者支援金分（一般・退職）	334,800,337	340,679,267	△ 5,878,930	後期高齢者医療事業の財源	
	介護納付金分	118,971,183	126,480,540	△ 7,509,357	介護保険事業の財源	

県に納付する「国民健康保険事業納付金」の増減は、決算の赤字額をを左右します。

納付額は、あらかじめ県から示されます。

令和2年度の納付金は、被保険者の減少率に比べると、減少が少ないという結果になりました。

- 理由
- ①県全体の医療費の減少額が少なかった。
 - ②本市1人あたり医療費が伸びている。（県内10位）



予算の状況（9月補正）について、報告します。

歳入	予 算 科 目 (款)	補正前予算	補正額	補正後予算	説 明	単位：円
1	国民健康保険税	1,072,279,000	△ 4,784,000	1,067,495,000	※国保税の減免（新型コロナ関係）により減収を見込む。	
2	一部負担金	2,000	0	2,000		
3	使用料及び手数料	1,401,000	0	1,401,000		
4	国庫支出金	1,000	0	1,000		
5	県支出金	4,479,044,000	1,913,000	4,480,957,000	※国保税の減免による減収の4割を県補助金で受け入れる。	
6	財産収入	1,000	0	1,000		
7	繰入金	574,091,000	3,464,000	577,555,000	※補助金と人件費を一般会計から繰り入れる。	
8	繰越金	91,113,000	14,648,000	105,761,000	※令和2年度補助金等の返還金の財源を前年度繰越金から確保する。	
9	諸収入	12,192,000	0	12,192,000		
	計	6,230,124,000	15,241,000	6,245,365,000		

歳出	予 算 科 目 (款)	補正前予算	補正額	補正後予算	説 明	単位：円
1	総務費	161,000,000	593,000	161,593,000	※人事異動による人件費が不足するため増額する。	
2	保険給付費	4,401,541,000	0	4,401,541,000		
3	国民健康保険事業費納付金	1,550,581,000	0	1,550,581,000		
4	保健事業費	93,826,000	0	93,826,000		
5	基金積立金	1,000	0	1,000		
6	諸支出金	13,175,000	14,648,000	27,823,000	※令和2年度補助金等の過大交付分を県に返還する。	
7	予備費	10,000,000	0	10,000,000		
	計	6,230,124,000	15,241,000	6,245,365,000		

○ 主な歳入の説明

◆ 国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症の影響による）を実施し、減免による収入の減少分の補助金等を確保する。

・ 減免による減収（見込額）	国民健康保険税	△ 4,784,000円
・ 減免に係る財政支援	補助金等	4,784,000円

【内訳】	国庫補助金_新型コロナ対応 地方創生臨時交	4,784,000円 × 6割 =	2,871,000円
	県補助金_特別調整交付金（市町村分）	4,784,000円 × 4割 =	1,913,000円

○ 主な歳出の詳細

◆ 令和2年度補助金等の過大交付分を県に返還する。（前年度繰越金を返還金の財源とする。）

・ 特定健診等負担金の返還	（特定健診費用の2/3を国県が負担する）	9,921,000円
・ 保険者努力支援交付金の返還	（特定健診未受診者 受診勧奨事業に係る補助）	4,727,000円
計		14,648,000円

※ 特定健康診査に係る補助金等については、例年、翌年度に精算を行います。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、予算執行額が少なかったため、昨年度より返還額が大きくなっています。

連絡事項

1 協議会の次回開催予定

- ◆ 会議名 令和3年度 第3回 小林市国民健康保険運営協議会
- ◆ 開催日程 令和4年2月中（予定）
- ◆ 議題（予定）
 - ・ 令和4年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算の説明
 - ・ 事業実施報告（補正予算を含む）
- ◆ 留意事項 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、書面会議になる場合があります。
12月議会で重要な条例の改正がある場合は、令和3年11月に協議会を開催する場合があります。

2 先進地視察研修について

先進地視察研修については、新型コロナウイルス感染症の流行が衰えない状況にあって、開催を計画できない状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策を保健担当部門が担当している自治体が多く、視察受け入れが困難であり、視察先の選定が困難な状況にあります。

現時点では実施時期は未定であり、感染状況やワクチンの接種状況を踏まえて、協議会へ諮りたいと考えております。

任期 令和元年5月9日～令和4年5月8日

区分		推薦団体	氏名	備考
公益代表	1	区長会	金 松 勲	会長
	2	区長会	高 妻 賢 士	
	3	民生委員・児童委員協議会	吉 脇 辰 男	副会長
	4	民生委員・児童委員協議会	吉 丸 恵 子	
保険医代表	5	医師会	野 村 耕 一	令和3年8月1日～
	6	医師会	花 田 武 浩	
	7	歯科医師団	丸 野 克 之	
	8	薬剤師会	福 森 一 真	
被保険者代表	9	野尻地区（男性）	岩 松 浩	
	10	野尻地区（女性）	竹 山 真 弓 美	
	11	須木地区（女性）	有 木 鈴 子	
	12	西小林地区（女性）	原 田 み よ 子	
被用者保険代表	13	宮崎県市町村職員共済組合	牧 寄 敦 子	令和3年7月1日～

小林市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（抜粋）

（権限） 協議会は、市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応ずるとともに、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

（定足数） 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。